

上士幌町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 上士幌町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年度(24年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (令和5年度一部適用予定)
処理区域内人口密度	17.9人/ha	流域下水道等への 接続の有無	なし
処理区数	1区(上士幌処理区)		
処理場数	1箇所(上士幌下水道管理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	公共下水道の計画区域以外は合併処理浄化槽により整備		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 8m ³ まで 1,018円(税込) 超過使用料 1m ³ につき 102円(税込)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	なし				
その他の使用料体系の 概要・考え方	浴場用 1m ³ につき 20円(税込)				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	2,200 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	2,160 円
	平成30年度	2,200 円		平成30年度	2,168 円
	平成29年度	2,200 円		平成29年度	2,168 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道の担当は令和2年度現在1人で、特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理事業を兼務して執り行っております。
事業運営組織	平成19年度までは技術職2名が配置されていたが、平成20年度から下水道管渠の整備が概ね終了したことから技術職1名の配置となっている。下水道使用料及び個別排水処理施設使用料の賦課は水道担当者1名が兼任で行っております。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場施設維持管理業務、汚泥収集運搬・処分業務等を民間に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在の契約形態を継続する予定であり、指定管理者制度の導入の検討はしていません。
	ウ PPP・PFI	現在の契約形態を継続する予定であり、PPP、PFIの導入の検討はしていません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和元年度決算の「経営比較分析表」を添付しております。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

平成27年度に策定した、「上土幌町人口ビジョン・総合戦略」において、町の将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所の推計と、町独自の推計を行っており、どちらの推計も減少傾向にあります。
今回の「経営戦略」では、「人口ビジョン・総合戦略」の町独自の推計人口を参考としながら、近年の状況を考慮して将来人口を推計しました。また、処理区域内の人口は、最新の実績から行政人口の74.0%とした。

(2) 有収水量の予測

将来的には人口減少により有収水量の減少が想定されるが、近年の状況では処理人口はほぼ横ばいであるが、処理件数は微増しているため、有収水量も微増している状況です。このことから、有収水量は令和4年度までは微増、令和5年度から令和7年度は横ばい、令和8年度以降は微減すると推計しました。

(3) 使用料収入の見通し

有収水量の予測のとおり。
将来的には人口減少により使用料収入の減収が想定されるが、近年の状況では処理人口はほぼ横ばいであるが、処理件数は微増しているため、使用料収入も微増している状況です。このことから、使用料収入は令和4年度までは微増、令和5年度から令和7年度は横ばい、令和8年度以降は微減すると推計しました。

(4) 施設の見通し

下水道管渠については平成5年度から整備していますが、下水道管渠の法定耐用年数は50年とされているため、更新は直近の課題となっておりません。
また、下水道管理センターは平成8年度から供用が開始されていますが、電気設備や機械設備の機器の耐用年数は7年から15年とされていることから、平成23年度と26年度に長寿命化計画、令和元年度にストックマネジメント計画を策定し、耐用年数が来たものを単純に更新するだけでなく、適正に維持管理していることを前提に、延命できる設備については部品交換などの方法をとることで、設備投資の増加を抑制した改築、更新をおこなっています。

(5) 組織の見通し

下水道事業の技術職には、下水道施設の状況把握、災害発生時の迅速な対応など、専門的な知識や多くの経験を必要とします。しかしながら現在の下水道事業の技術職は1名しか配置されていないため、異動や退職したときのノウハウや知見の継承が今後の課題となっています。

3. 経営の基本方針

豊かな自然環境である河川など公共用水域の水質保全と衛生環境の向上のため、下水道施設の老朽化対策を進めるとともに、適正な維持管理に努め、町民が安全・安心で快適に暮らせる取組を進めます。

①公共下水道の整備促進

市街地の下水道管渠整備が概ね既成されたところであり、今後は他事業の計画に合わせて随時整備を進めます。

②水洗化の促進

令和元年3月31日現在、水洗化率は92.8%となっているが、更なる水洗化率向上にむけた取組を進めます。

③下水道施設の老朽化対策

下水道施設の延命化を図ることを目的として、下水道ストックマネジメント計画を策定し、国のストックマネジメント支援制度を活用しながら、継続的に下水道施設の老朽化対策を進めます。

④下水道財政の健全化

平成5年度から地方公営企業法の適用を行い、よりきめ細やかな経営分析を基に下水道事業を進めていくための下水道財政経営基盤強化を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	下水道管理センターの長寿命化を図るべく、施設の老朽化状況や耐用年数など現況を把握し、限られた予算の中で計画的に改築・更新を実施するためストックマネジメント計画を策定しています。今後はこの計画に沿って電気設備や機械設備の改築、更新工事を国庫補助事業で行う予定です。

○管渠の建設・更新に関する事項 下水道管渠の整備は概ね既成されていることから、単独事業として汚水樹設置費として、各年2.0百万円の経費を算定しています。また、令和3年度と令和8年度に事業計画の変更経費として、それぞれ7.0百万円を算定しています。
○処理場の建設・更新に関する事項 令和元年度に策定したストックマネジメント計画から、令和3年度の事業費は53.8百万円、令和4年度は33.5百万円を算定。また、令和5年度及び令和10年度に第2期及び第3期ストックマネジメント計画の策定を予定しており、令和5年度及び令和10年度に策定経費5.0百万円、令和6年度以降は更新工事として各年30.0百万円を算定しています。
○広域化・共同化・最適化に関する事項 広域化等に関する計画は、現在想定していないため、関連した経費は算定していません。
○投資の平準化に関する事項 更新事業の年事業費の突出を抑え、無理のない起債償還を実施します。
○民間の活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) 有効な民間活力手法が想定されていないため、収支計画においては算定していません。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	汚水処理は受益者負担の原則に基づき、使用料収入で維持管理の費用を補えるよう努め、繰入金への依存を減らすよう事業運営の適正化を図ります。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 人口減少を想定して今後の使用料収入を見込んでいますが、堅実な財源確保のため収納率の向上を図ります。また、使用料の適正化のため、上下水道審議会開催時には使用料の改定の是非を検討します。なお、消費税率改正時には使用料に適正に反映します。
○企業債に関する事項 建設改良費については、下水道事業債と過疎対策事業債を発行可能額の2分の1ずつで計上しました。
○繰入金に関する事項 収入のうち繰入金の占める割合は高くなっているが、過去の大型事業(処理場建設・管渠整備)の長期債の償還が終了していくことから、年々減少していく見込みです。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項 現在の職員数を変更せず、令和2年度予算額ベースで毎年同額で計上しました。
○動力費に関する事項 処理水量に関わらず固定的に発生する経費のため、令和2年度予算額ベースで毎年同額で計上しました。
○薬品費に関する事項 処理水量の推計により、令和2年度は予算額、以降は年々微減する額で計上しました。
○修繕費に関する事項 経年劣化による修繕費用の増加が見込まれるが、長寿命化計画に基づく機器の改築更新を計画的に行っているため、高額な修繕は発生しないものとし、令和2年度予算額ベースで毎年同額で計上しました。
○委託費に関する事項 委託内容に変更がないことから、令和2年度は予算額、以降は労務単価上昇分を考慮した額を計上しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	汚水処理施設の共同化は、近隣自治体まで遠距離のため検討に至る状況ではありませんが、施設の維持管理については、経費削減に向けた広域化・共同化について検討を進めます。
投資の平準化に関する事項	下水道管理センターについては、ストックマネジメント計画により事業費の平準化を図り、計画的に設備等の更新を進めています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現状において、民間活力の活用が効果的か検証していない状況ですが、今後は制度の有効性について検討を進めます。
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	水道事業と調整のうえ審議会を通して料金の改定を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産はありません。
その他の取組	建設改良費にあたっては、国の補助事業活用や、交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の民間委託を今後も継続予定ですが、経費削減の観点から民間活力の活用について検討します。
職員給与費に関する事項	下水道会計において1名の職員給与費を計上していますが、事業内容の変化などに応じて、職員の増減を検討します。
動力費に関する事項	処理場の運営において節電を心がけるとともに、設備機器の更新にあたっては省電力のものを積極的に採用していきます。
薬品費に関する事項	共同購入等、経費削減に向けた取り組みについて検討を進めます。
修繕費に関する事項	経年劣化による修繕費用の増加が見込まれるが、計画的な修繕・設備更新を行い、経費の削減に努めます。
委託費に関する事項	業務内容の精査により経費の節減に努めます。
その他の取組	なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度進捗管理を行うとともに、5年ごとに事後検証、更新を行う。
---------------------	---------------------------------

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見 込〕	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	142,103	149,210	147,057	151,257	143,637	135,344	125,109	115,252	106,659	99,421	92,889	87,821	
		(1) 営 業 収 益 (B)	38,308	39,074	39,100	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200	39,000	38,800	38,600	38,400	38,200
		ア 料 金 収 入	38,247	39,000	39,100	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200	39,000	38,800	38,600	38,400	38,200
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	61	74											
		(2) 営 業 外 収 益	103,795	110,136	107,957	112,057	104,437	96,144	85,909	76,252	67,859	60,821	54,489	49,621	
		ア 他 会 計 繰 入 金	101,989	101,430	104,451	105,251	102,631	94,338	84,103	74,446	66,053	59,015	52,683	47,815	
		イ そ の 他	1,806	8,706	3,506	6,806	1,806	1,806	1,806	1,806	1,806	1,806	1,806	1,806	1,806
		2 総 費 用 (D)	80,835	86,850	79,467	80,546	73,470	71,509	69,950	68,759	67,872	67,280	66,777	66,416	
		(1) 営 業 費 用	59,870	61,170	61,226	61,326	61,476	61,576	61,726	61,876	61,976	62,126	62,226	62,376	
ア 職 員 給 与 費	4,415	4,415	4,426	4,426	4,426	4,426	4,426	4,426	4,426	4,426	4,426	4,426	4,426		
ウ ち 退 職 手 当															
イ そ の 他	55,455	56,755	56,800	56,900	57,050	57,150	57,300	57,450	57,550	57,700	57,800	57,950			
(2) 営 業 外 費 用	20,965	25,680	18,241	19,220	11,994	9,933	8,224	6,883	5,896	5,154	4,551	4,040			
ア 支 払 利 息	18,095	15,895	13,640	11,350	9,124	7,063	5,354	4,013	3,026	2,284	1,681	1,170			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他	2,870	9,785	4,601	7,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	61,268	62,360	67,590	70,711	70,167	63,835	55,159	46,493	38,787	32,141	26,112	21,405			
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	85,984	35,877	96,895	71,155	42,383	64,217	59,880	62,547	51,693	53,370	45,356	43,002	
		(1) 地 方 債	22,400	2,300	32,400	18,750	4,500	17,000	17,000	20,500	17,000	19,500	17,000	17,000	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	39,043	28,812	32,268	34,055	33,883	30,717	26,480	22,147	18,393	15,070	12,156	9,802	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	22,047	2,266	30,400	16,750	2,500	15,000	15,000	18,500	15,000	17,500	15,000	15,000	
		(6) 工 事 負 担 金	2,447	2,495	1,827	1,600	1,500	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200	1,200	
		(7) そ の 他	47	4											
		2 資 本 的 支 出 (G)	147,302	98,566	164,485	141,866	112,550	128,052	115,039	109,040	90,480	85,511	71,468	64,407	
(1) 建 設 改 良 費	55,400	4,532	62,800	35,500	7,000	32,000	32,000	39,000	32,000	37,000	32,000	32,000			
ウ ち 職 員 給 与 費	4,869	4,871	4,893	4,893	4,893	4,893	4,893	4,893	4,893	4,893	4,893	4,893			
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	91,902	94,034	101,385	106,066	105,250	95,752	82,739	69,740	58,180	48,211	39,168	32,107			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他			300	300	300	300	300	300	300	300	300	300			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 61,318	△ 62,689	△ 67,590	△ 70,711	△ 70,167	△ 63,835	△ 55,159	△ 46,493	△ 38,787	△ 32,141	△ 26,112	△ 21,405			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 50	△ 329										
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	379											
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	329											
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	329											
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	82.3	82.5	81.3	81.1	80.4	80.9	81.9	83.2	84.6	86.1	87.7	89.1
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	38,308	39,074	39,100	39,200	39,200	39,200	39,200	39,000	38,800	38,600	38,400	38,200
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定し た ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	1,045,392	935,395	825,470	710,449	594,449	482,723	382,556	297,111	226,005	167,448	119,600	81,399

○他会計繰入金

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分												
収益的収支分	101,989	101,011	101,011	105,251	102,631	94,338	84,103	74,446	66,053	59,015	52,683	47,815
うち基準内繰入金	73,331	73,550	73,550	78,277	76,249	68,543	58,729	49,169	40,804	33,663	27,233	22,185
うち基準外繰入金	28,658	27,461	27,461	26,973	26,381	25,794	25,375	25,278	25,249	25,351	25,450	25,630
資本的収支分	39,043	42,522	42,522	34,055	33,883	30,717	26,480	22,147	18,393	15,070	12,156	9,802
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	39,043	42,522	42,522	34,055	33,883	30,717	26,480	22,147	18,393	15,070	12,156	9,802
合 計	141,032	143,533	143,533	139,306	136,514	125,055	110,583	96,593	84,446	74,085	64,839	57,617